

第2回定例会一般質問

(1回目登壇)

皆さん、こんにちは。

維新の会、楠村信二でございます。私は、ことしの6月の尼崎市議選で多くの方の御支援をいただき、議員として本日初めて登壇をさせていただきました。私に負託していただき、1期4年託していただいた皆様の思いにお答えできますよう、精いっぱい頑張りますので、よろしく願いいたします。

先輩・同僚議員におきましては、初めての登壇でお聞き苦しい点があるかとは思いますが、しばらくの間、御清聴をよろしく願いいたします。また、当局におかれましては、私の意のあるところを御理解いただき、的確な御答弁をよろしく願いいたします。

それでは、初めに道德教育についてです。

「故きを温ね新しきを知る」、「過ぎたるは猶及ばざるが如し」、「義を見てせざるは勇無きなり」、これらの言葉を御存じの方も多いと思いますが、「論語」が出典となっています。

そこでお伺いします。この論語についてどのような認識をお持ちでしょうか、お聞かせください。

私は、論語をもっと学校教育に活用すべきだと思っています。現在、我が国では、社会保障制度や少子・高齢化などたくさんの問題を抱えており、さらには近隣諸国との関係やグローバル化、ボーダーレス化による地球規模での対応を迫られる中、人材育成は急務であり、最優先課題であります。

教育は国家百年の計であり、子供たちは我が国の未来そのものであります。そのためにも特に重要なのが道德教育です。我が国の方針を見ても明らかです。平成18年、教育基本法改正により、改正前にはなかった「道德心を培う」という文言が教育基本法第2条に加わったことは大変重いものであると考えます。

そこでお伺いします。この道德心を培うという文言が新たに加わったことをどのように捉えていますか。また、改正以降、本市の道德教育はどのように変わりましたか。御答弁をお願いします。

そしてもう一つ大きな変更点として、家庭教育の項目が新設されています。教育基本法第10条「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」という文言が新設され、家庭教育の果た

す役割が大きくなっています。

しかしながら、子供たちにとって重要であるはずの家庭は社会情勢の変化により変容し、家庭教育の低下が問題視されています。現在、3世代同居世帯の割合は、この20年で14.2%から7.9%に低下し、親が祖父母などから子育てに関して学ぶ機会も少なくなっており、相談、協力できる人が家族にいないなど、親だけで子育てを担わなくてはならなくなっている現状があります。

一方、20年前から共働き世帯数がいわゆる専業主婦世帯数を上回るようになり、その後も増加し続けています。また、長時間労働などにより家族が一緒に過ごす時間が十分とれず、家族がそれぞれ個別に行動することもよく見られるようになり、家庭生活を運営していく具体的な経験や能力が不足しがちな家庭もふえています。家族が小家族化し、自分の子供を持つまで赤ちゃんに接する経験を持ったことのない人も多くなっています。

また、子供たちを取り巻く環境も急速に変化をしています。都市化が進み、空き地や原っぱなど子供の身近な遊び場は減る一方、ゲーム、パソコン、スマートフォンが急速に普及し、ネット依存などが問題化されており、コミュニケーション力や人間性を高めるといった遊びの中から学ぶことが失われつつあります。

そこでお伺いします。このように、家庭環境の変化による家庭教育の低下や子供たちを取り巻く環境の変化がありますが、子供たちにとってどのような影響があるとお考えでしょうか。お聞かせください。

私は、このように家庭教育の低下や子供たちを取り巻く環境の変化によって、子供たちに物事の善悪を教えたり考えさせる機会が減っている時代だからこそ、論語というものが今の時代に有効であると考えています。

論語は、今から2,500年前の孔子と弟子たちのやりとりを孔子没後に100年という年月をかけ、弟子たちがまとめた書物であります。我が国では、江戸時代には藩校や寺子屋で論語が教えられており、当時の子供たちの道徳心は高いものでありました。

また、ノーベル物理学賞を受賞された湯川秀樹さんは五、六歳のころから祖父の指導で論語の素読をされていたそうですし、近代日本資本主義の父と言われる渋沢栄一も、右手にそろばん、左手に論語と言われるほど論語を学んだ人でありました。

現在、全国で論語を教育に取り入れている自治体が幾つかあります。

栃木県足利市では、小学校1年生から6年生までの全校児童が論語

の素読を行っており、足利学校で発行している「論語抄」の中から毎月1編を選び、児童一人一人に「今月の論語」としてプリントを配布、これを見ながら毎日の朝の会で、クラス全員が声を合わせて論語を読み上げています。また、プリントは壁に掲示して、いつでも目にとまるようにしています。子供たちは、素読を通じて言葉のリズムにおもしろさを感じたり、今と昔の言葉の違いを感じたりしているようです。このほか「論語かるた」も学習に取り入れ、読み方やとり方など工夫しながら、論語に親しむきっかけづくりにしています。

佐賀県多久市では、全小・中学校で実践する論語教育を行っており、校内論語カルタ大会や多久市論語カルタ大会を実施したり、市内全小学生が挑戦する論語検定試験が行われています。多久市では、多くの子供たちが論語をすらすらと暗唱することができます。幼いときから論語の言葉が子供たちの脳裏にあふれていれば、態度や行動によい影響を及ぼすのではないのでしょうか。また、卒業式には、児童一人一人が好きな論語を1つ座右の銘として掲示しています。

そこでお伺いします。このように学校教育に論語を活用している自治体があることを認識しておられますか。また、認識しておられるなら、どのような見解をお持ちでしょうか。お聞かせください。

昨今の道徳心の低下が、いじめ、虐待、犯罪を生む原因となっています。よいことや悪いことの認識は成長過程で違っていますが、小さいころからそのことを考えさせることは重要であります。道徳心を養い、情操豊かな人間性を育む教育として論語を活用してはいかがでしょうか。本市におきましても、1日の最後の授業が終わった後などに、今月の論語として1つだけ素読をして帰宅するといったことでしたら時間もかからないと思います。御所見をお伺いします。

以上で1問目の質問を終わります。

(2回目登壇)

御答弁ありがとうございました。

道徳教育、本市においては取り入れるということがすぐにはできないということですが、こういうものもあるということで、論語もいいものだというので、何とか小・中学生に取り組んでいただけないように働きかけていただきたい、そのように思います。

私は、本当に道徳というのはこれから特に重要だというふうに考えています。さらなる道徳心の向上を行うためにも、プラスアルファの取り組みが必要ではないかと思います。学習指導要領に沿って授業を

行っている、それも重要ですけども、さらに本市としての道徳心を高める取り組み、尼崎市としての取り組み、そこをしっかりとやっていただきたいと思います。

そして昨今、親が我が子を虐待によって死なせてしまったり、子供が親を殺したり、いじめによって同級生を自殺に追い込んだりといった事件が絶えません。学力向上も大切ですが、それ以上に人間として大切なことを教育によって学ばなければなりません。しかし、今後、ますます子供たちを取り巻く環境は道徳心を養いにくいものになると思います。子供たちの教育にぜひとも論語を活用されることを御要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、市民マナー条例についてです。

市政として、市民が安全、快適に生活をしていけるよう努めることは最も重要であると考えます。しかし、現在、尼崎市民の生活環境を著しく阻害している問題があります。

1つ目に、たばこのポイ捨てがあります。道路や側溝も場所によって吸い殻だらけになっていますし、自転車運転中のポイ捨ては他人にけがをさせますし、火がついたままのポイ捨ては火災の原因になるなど、大変危険であります。

2つ目に、犬のふんの放置があります。住宅街などの方で他人の飼い犬のふんの始末に水道代、洗剤代を使い、掃除まで行い、やりきれない思いを持った人がたくさんおられます。

3つ目に、夜間花火があります。武庫川河川敷では、夏休みごろになるとほぼ毎晩、午後9時ごろから午前6時ごろまでロケット花火や爆竹花火などで近隣住民は安眠を妨げられ、日常生活に大きな支障を来しています。特に乳児がいる世帯や高齢者がいる世帯では、その苦痛ははかり知れません。雨が降ると花火が行われないため、ほっとするほどです。本市警察署への夜間花火の苦情件数が、ことしの8月1日から23日までで55件に上ります。この数字は氷山の一角にすぎず、苦情を言えない人もたくさんおられます。

そこでお伺いします。警察や行政に多数の苦情が寄せられている現状がありますが、どのように認識されていますか。お聞かせください。

本市周辺自治体は、市民マナー条例を制定し、市民の快適生活に向け取り組んでいます。

西宮市では、平穏で清潔な日常生活を維持し、快適な市民の生活環境を確保することを目的として、「ポイ捨ての禁止」や「犬のふんの放置禁止」「深夜騒音の禁止」「夜間花火の制限」(花火においては午後10

時から翌日の午前6時まで)の4項目を規定した「快適な市民生活の確保に関する条例」を平成12年7月から施行しています。また、平成20年3月には条例を改正し、新たに「歩きたばこ(自転車運転中の喫煙も含む)」を禁止し、平成20年6月から施行しました。

このほかにも、平成17年3月の条例改正により、駐車場、洗車場、資材置き場の設置の規定が西宮市環境保全条例から「快適な市民生活の確保に関する条例」に移行されています。

宝塚市では、平成7年4月より、「宝塚市空き缶等散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」により、市内全域での空き缶等やたばこのポイ捨てを禁止するとともに、平成16年7月から「宝塚市夜間花火規制条例」により、夜間花火(午後10時から翌日の午前6時)を禁止しています。

芦屋市にも、「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」があり、「たばこのポイ捨ての禁止」、「飼い犬のふんの自主回収」、「夜間花火の禁止」、「落書きの禁止」があります。

このように周辺自治体では市民マナー条例を制定し、5万円以下の罰金や10万円以下の罰金規定、巡視員による活動を行い、実効性のあるものとしています。

本市では、「尼崎市空き缶等の散乱防止に関する条例」が平成8年6月から施行されておりますが、近隣自治体と比べますと十分とは言えないのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。このように周辺自治体が市民マナー条例を制定していることに関して、本市ではどのように見ておられますか。また、本市の条例で十分とお考えでしょうか。お聞かせください。

市民マナー条例によってまちの美化が図られることにより、環境犯罪学の観点からも犯罪率の低下に効果があると考えられています。また、子育てファミリー世帯の転入、定住を促進する上でも、本市が快適に生活を送れるまちづくりが不可欠です。近隣自治体と同様な市民マナー条例が本市においても必要ではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。御所見をお願いいたします。

次に、高齢社会対策についてお伺いします。午前中に明見議員の質問がありましたが、私なりの視点で質疑いたします。

現在、本市では高齢者人口の増加が進み、本市の人口に対する65歳以上の割合である高齢者人口比率は、周辺自治体に比べましても高いものとなっています。平成25年2月時点で尼崎市25%、西宮市20.3%、伊丹市21.5%、神戸市24.1%となっており、本市は大変高齢化が進ん

でいます。特に問題なのが、ひとり暮らしの高齢者の問題です。社会的にも独居老人の孤独死が問題として取り上げられています。本市では、ひとり暮らしの高齢者が平成 22 年の国勢調査では 2 万 7, 227 名となっており、大変深刻な状況です。

そこでお伺いしますが、この状況をどのように認識しておられるかをお聞かせください。

平成 21 年度より本市では、厚生労働省による安心生活創造事業の指定を受け、尼崎市社会福祉協議会は本市からの委託のもと、尼崎市高齢者等見守り安心事業を展開しています。この事業は社協が主体となり、地域ボランティアによる見守り活動を行っています。

まず、社会福祉連絡協議会が町内会、老人会、婦人会などに協力を要請します。この 4 年間に本市連協 74 組織中 26 組織で実施されています。しかし、市の 3 分の 2 では実施ができていない状況です。社協では、今後、毎年 6 組織ずつふやす計画をされているそうですが、市内全域を行うためには 8 年後の平成 32 年までかかりますし、今後ますます高齢者がふえていくことを考えますと、ボランティアの方の御負担も大きくなると予想されます。現在、見守り高齢者数は市内 3 分の 1 で 2, 500 名、ボランティア数は 1, 000 名であります。

また、地域のコミュニティー力をはかる上でも重要な連協の加入率は、地区によって大きな違いがあります。大庄地区 82%、中央 66% と加入率の高い地域がある一方、武庫地区では 35% と大変低く、ボランティアの方を集めるにも問題があるのではないのでしょうか。

さらに、本市では公共施設の再配置によって地域住民のコミュニティー拠点である地区会館や地区公民館などは集約により減少していきますので、コミュニティー力を高めるにはマイナス要因です。このような状況の中、地域ボランティアによる現行制度では、今後厳しくなるのではないのでしょうか。

次に、現在の実施内容ですが、見守り希望者に対して週 1 回戸外から確認する。洗濯物を干しているか、夜、電気がついているかなどです。2 週間に 1 回、実際に訪問するといったものです。

そこでお伺いします。今後、本市ではますます高齢者がふえ続け、ひとり暮らしの高齢者がふえていく中、現在のボランティア体制で今後も対応可能とお考えでしょうか。お聞かせください。また、ことしの夏でも熱中症で孤独死をされている老人が多い中、現在の実施内容では安心とは言えないのではないのでしょうか。御所見をお伺いします。

午前中の御答弁では、実施されていない地域にどう理解されるかが

課題とおっしゃっていましたが、御提案として申し上げたいと思います。

高齢者がふえ続け、支える人たちが減っていく高齢化社会に対応するため、新たな仕組みづくり、制度づくりが必要と考えます。高齢者はふえますが、元気な高齢者もふえていきます。団塊の世代と言われる方が現在 64 歳から 66 歳で全国 800 万人おられるそうです。この団塊の世代の方々に御協力をいただければどうかと思います。

そして、ボランティアでは数をふやすにも限界がありますので、新たな制度として協力金制度というものをつくってはどうかと思います。協力金制度とは、現在ボランティアで実施している活動を、1日 500 円から 1,000 円分の尼崎市内の商店などで使用できるクーポンを対価としてお渡しをして活動してもらおうといったものです。外でボランティア活動してもらうにも経費がかかりますし、尼崎振興にもつながります。

例えばこの制度で市内全域の見守り高齢者を 3 日に 1 度訪問した場合の試算としましては、現在、尼崎市約 3 分の 1 の地域で見守り高齢者が 2,500 名います。市内全域で 7,500 名と仮定します。1 人のボランティアの方が午前 5 件、午後 5 件の 1 日 10 件訪問したとします。1 日当たり 250 名のボランティアの方が必要で、ボランティアの方 1 人当たり 1 日 500 円分をお渡しすると、1 日 12 万 5,000 円、1 カ月 375 万円となります。高齢者 1 人当たり 1 カ月 500 円の御負担で 3 日に 1 度訪問可能となります。また、高齢者も、自分で少しでも御負担していることで負い目を感じることなく利用することができます。そして地域商店などのクーポン利用で尼崎振興にも寄与することができます。また、これまでボランティアをされている方には、見守りをさらに充実するため、クーポンをお渡しする旨を真摯に説明することも必要です。

現在、市の 3 分の 2 の地域で見守りができておらず、約 5,000 名の見守りが必要な高齢者がいることが推測されます。昨今の孤独死を見ても、対策は待ったなしの状況です。高齢者が安心をして暮らせる尼崎にするためにも、新たな仕組み、制度をつくり、これからの高齢社会に対応できるようにしてはどうかと思いますが、いかがお考えでしょうか。御所見をお伺いします。

以上で 2 問目の質問を終わります。

(3 回目登壇)

御答弁ありがとうございました。

マナー条例に関しまして、過去にも先輩議員が市民マナー条例に関しまして一般質問や委員会などで御発言をされています。しかし、過去の御答弁でも同じような御答弁で、その後も状況は余り変わっていないと思います。

稲村市長にお伺いをします。市政として、市民が安全、安心、快適に生活をしていけるよう努めることは最も重要であると考えます。現在、尼崎市民が大変困っている現状があり、市政が早急に取り組んでいかなければなりません。尼崎市は間もなく市制 100 周年を迎えようとしています。この機に、尼崎市として強い意思を示してはどうかと思います。

先日、稲村市長は、ひたたくり撲滅キャンペーンで、「私たちは許さない。毅然とした態度で街頭犯罪と立ち向かう」と尼崎市として強い意思を示されました。大変すばらしいものだと思います。市民マナー条例に関しましても、尼崎市として強い意思を示されてはどうかと私は思います。尼崎市の市民が尼崎市マナー条例を待望しています。尼崎の市民マナー条例を持っているということが重要です。財政難とは言われますが、まずこれを持つということが私は大事だと思います。その後、巡視員とか、そういう活動に関しては次のステップですから、まず尼崎の市民マナー条例を我々尼崎市では持っているんだという強い意思、私は示していただきたいと思います。稲村市長に御答弁をお願いします。

そして高齢社会対策に関して、本市としても活動はやはりされていると。そしてその重要さも認識をされており、いろいろな御協力をいただき、やられてるということでありました。

先日、8月26日の読売新聞に掲載されておりましたが、日本郵便は、郵便、貯金、保険に次ぐ第4の事業、高齢者支援事業として見守りなども行っていくということでありました。基本的には、民間ができることは民間が行うことがよいかもしれませんが、きょう孤独死をするかもしれない高齢者、つまり最弱者とも言える方を守ることは、行政が先頭に立っていかなければならないのではないかと思います。目の前の弱者を守れずして、どうやって市民を守っていくのでしょうか。

そして、この高齢社会対策についてですが、我が国はほかのどこの国よりも早く高齢社会を迎え、世界中が日本に注目をしています。我が国としても世界に対して日本モデルを早く構築し、この難局を乗り越え、世界の道しるべとならなければならない存在であります。その

ためにも団塊の世代の方々に対して、国が、そして地域がどのような役割を担っていただくかがこれからの我が国の方向性を決める重要なものとなると私は思っています。私の申し上げた提案のみならず、知恵を出し合い、この尼崎から新たな仕組み、制度を発信し、日本、そして世界へと広げていかなければなりません。

以上をもちまして、私の全ての質問を終わります。御清聴ありがとうございました。